

廃棄物減量等推進審議会に関する規定について

■ 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抄）

（前略）

（廃棄物減量等推進審議会）

第 49 条 一般廃棄物の減量に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき、京都市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第 50 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第 51 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（後略）

■ 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（抄）

（前略）

第 9 章 廃棄物減量等推進審議会

（会長）

第 36 条 京都市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第 37 条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（後略）